

申請書類記入上の留意事項

○行政書士登録申請書

- ・本会所定の用紙に、黒色か青色のインクまたはボールペンにより、記載すること。
 - ・右上段の「申請年月日」は必ず記入すること
 - ・「氏名」の記載は楷書体で、くずさずに戸籍に記載のとおり正確に書くこと。
 - ・「本籍」は、戸籍抄本に記載のあるとおり、都道府県名から略記せずに正しく書くこと。
外国人の場合は、記入する。(例えば、「5番地4号」を「5-4」等と省略しないこと)
 - ・申請者は、「個人」、「使用人」、「法人の社員」の該当する欄にレ点を記入すること。
 - ・住所は住民票に記載されている通りに記載するところ。
 - ・「事務所の名称」、「事務所の所在地」については、申請者が行政書士または行政書士法人の使用人となる場合、主として勤務する事務所の名称及び所在地を記入すること。個人開業の場合は個人事務所の場合は個人の事務所の名称及び所在地を記入すること。
 - ・「事務所の所在地」は、字、町、番地まで記し、ビル等の中に事務所を設置するときは、
○○ビル何階等と詳細に記入すること。
他士業で開業している場合、他士業の登録証明書や証票通りの事務所所在地を記入すること。
登録後にビル名等を追加・変更する場合には、変更登録申請（有償）が必要となるので注意すること。
 - ・「所属事務所の名称」、「所属事務所の所在地」については、申請者が行政書士法人の社員となる場合記入すること。なお、当該所属事務所が柔たる事務所である場合には、「主たる事務所の所在地」も併せて記入すること。なお、上記の名称及び所在地はいずれも登記簿謄本に記載のとおり書くこと。
 - ・郵便番号は7ケタ、電話番号は市外局番から記入すること（携帯電話も可）。
 - ・「資格」の欄には、次の区分により記入させること。
 - a.行政書士試験合格者：上段に受験地都道府県と合格年度及び番号を記入のこと。
 - b.それ以外の者：下段に資格に該当する各号を記入のこと。
 - ・弁護士の資格を有する者 法2条第二号該当
 - ・弁理士 " " 第三号 "
 - ・公認会計士 " " 第四号 "
 - ・税理士 " " 第五号 "
 - ・行政事務担当経歴のある者 " 第六号 "
- なお、公務員として行政事務を担当したことにより、昭和58年3月31日までに登録を受けており、その後登録抹消となった再登録希望者（昭和58年法律第9号附則第2項の場合）は、第六号該当者扱いとする。
- ・「行政書士以外の類似資格」欄には、弁護士・弁理士・公認会計士・税理士・司法書士・建築士・土地家屋調査士・社会保険労務士・宅地建物取引主任者・測量士・不動産鑑定士・海事代理士の資格を有し、その業を開業している場合、その他（測量士補、会計士補）の業を開業しているときは、該当する番号に○を付すること。
資格を有していても、実際にその業を開業していないときは、いずれも記載しないこと。

○履歴書

- ・顔写真は、撮影後3ヶ月以内で所定の大きさのものを必ず貼付すること。
- ・「現住所」は、都道府県名から略記せず住民票通りに正しく書くこと。
- ・最終学歴は、最終の卒業校名、同所在地の市区町村名までを書くこと。
- ・中途退学者、専修学校等卒業者の場合は、その旨を学歴欄に併記する。
- ・「職歴」の記載には、学校卒業後から現在まで中断期間がないようにすること。
主な職務内容は担当した業務部署を記入し、無職、休職等の場合も記載のこと。
勤務地は市町村名までを記入すること。
公務員の場合、略歴の記載でも可。但し職歴証明書を別途添付のこと。
- ・現在会社等に勤務中の申請者で、行政書士登録後に退職予定である場合には、その旨を記載すること。
- ・「行政書士事務所」の「形態」「使用権」は、該当するものを○で囲む。
 - ・共同事務所・・・行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合
 - ・合同事務所・・・行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
- ・最後の欄には提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。

○誓約書

- ・本会所定の用紙を用いること。
- ・右上段の「年月日」は申請日を必ず記入すること。
- ・「住所」「事務所予定地」「氏名（自署）」の欄は楷書体で、明確に記載のうえ、捺印すること。